

定額減税の記載を忘れずに

※ 必ずご確認ください ※

記載漏れや不備があると確定申告や給付金に影響があり、
場合によっては返還を求められるなど、
従業員に不利益が生じる場合があります！

令和6年分所得税について定額減税が実施されていますが、給与支払報告書作成の際は、定額減税に関する事項の記載が必要となります。これに伴い、昨年と大きく変わった箇所が「源泉徴収税額」欄と「適用」欄への記載方法となります。下記をよくご確認ください、正確に記載をお願いします。

※給与所得者の方に対する定額減税

月次減税とは…令和6年6月1日以降に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から、
その時点の定額減税額を控除すること

年調減税とは…月次減税したうえで、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて
精算すること

1. 源泉徴収税額の記載について

年末調整をしない給与等であっても、月次減税を実施した場合には、月次減税額を差し引いた実際に源泉徴収した税額を記載してください。

種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額		所得控除後の金額		源泉徴収税額	
給料・賞与		内	千	円	千	円	千	円	千	円
		5	870	000	4	254 400	2	076 110	30	900
(源泉)控除対象配偶者		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	(本人を除く。)	
の有無等		老人			特 定			老人		その他
有		千			人			人		人
従有		円			内			人		人
					2					

《注意》

これまでと計算方法が異なります。詳しい計算方法等は裏面下部にも記載のとおり、
国税庁ホームページや「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を
よくご確認ください記載をお願いします。

裏面も必ずご確認ください

2. 摘要欄の記載について

■ 年末調整をしない給与等の場合

年末調整をしない場合は、定額減税に関する事項の記載は不要です。

※令和 6 年 6 月 1 日以降に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整または確定申告で最終的な定額減税の清算を行います。

■ 年末調整をした給与等の場合

令和 6 年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇〇円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 〇〇〇円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」
合計所得金額が 1,000 万円超の方で同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません

[記載例]

上記の定額減税額に関する事項は「(適用)」欄の最初に記載してください。

※普通徴収切替理由の符号の記載や他社分(前職分の加算額)の支払がある場合の記載等はその後に記載してください。

社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
内	平	円	平	円		平	円		平	円	
(摘要)											
源泉徴収時所得税減税控除済額 90,000 円 控除外額 0 円 非控除対象配偶者減税有											
生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料の 金額	円	旧生命 保険料の 金額	円	介護医療 保険料の 金額	円	新個人年 金保険料の 金額	円	旧個人年 金保険料の 金額	円	

社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
内	平	円	平	円		平	円		平	円	
(摘要)											
源泉徴収時所得税減税控除済額 0 円 控除外額 30,000 円 普 A 館山市北条〇〇番地 △△株式会社 令和 6 年 3 月 31 日退職 支払金額 150,000 円											
生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料の 金額	円	旧生命 保険料の 金額	円	介護医療 保険料の 金額	円	新個人年 金保険料の 金額	円	旧個人年 金保険料の 金額	円	

詳しくは、税務署で配布している
「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」
(国税庁ホームページにも掲載しています)をよくご確認のうえ記載をお願いします。
※9ページ②(適用)及び11ページから18ページまでの記載例をご参照ください。
定額減税の制度については「定額減税特設サイト」をご確認ください。